

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

当組合は、職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境をつくるため、次のように「一般事業主行動計画」を策定し実施しています。

令和5年3月14日

青和信用組合

一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- ・毎年度4月に、育児休業に係る制度・規程の周知を図る。
- ・職場復帰のための面談を充実させる。

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- ・毎年度4月と10月に、半年間分のノー残業デーの周知を図り実施する。
- ・半年毎に、ノー残業デーの実施状況を確認し、周知する。

目標3：年次有給休暇の取得率を40%以上にする。

<対策>

- ・毎年度10月以降、部署別の取得状況を確認し、周知する。
- ・取得率が低い部署については、原因調査を行い、取得を促す。

以上